

総務常任委員会

平成30年3月14日（水曜日）

総 務 常 任 委 員 会

平成30年3月14日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成30年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2 号 平成30年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第14号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（7名）

委員長	宮 澤 芳 雄	副委員長	米 本 弥一郎
委員	高 橋 利 彦	委員	島 田 和 雄
委員	伊 藤 保	委員	遠 藤 保 明
委員	片 桐 文 夫		

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（27名）

副市長	加 瀬 正 彦	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行政改革 推進課長	小 倉 直 志	総務課長	飯 島 茂
企画政策課長	阿 曾 博 通	財政課長	伊 藤 憲 治
税務課長	渡 邊 満	市民生活課長	大 木 廣 巳
保険年金課長	遠 藤 茂 樹	会計管理者	島 田 知 子
学校教育課長	佐 瀬 史 恵	消防長	加 瀬 寿 勝
監査委員 事務局長 その他担当 職員	高 木 昭 治		
	1 4 名		

事務局職員出席者

事務局長	大 矢 淳	事務局次長	花 澤 義 広
副主幹	黒 柳 雅 弘		

開会 午前10時 0分

○委員長（宮澤芳雄） おはようございます。

大変お忙しい中、総務委員会の開催に当たりまして出席をいただきまして、大変ご苦労さまです。

今年は非常に暖かい日が続きまして、立春からの積算温度というんでしょうか、桜の花が咲く日にちが早いんじゃないかということでもあります。きょうも最高気温が20度くらいになるということで、非常に暑いことが予想されます。ぜひ、上着を時として脱いでもらって結構ですので、スムーズな議事進行に努めたいと思います。

総務委員会、初めての経験ですので、委員各位におかれましては何とぞご理解の上、ご協力をお願いしたいと思います。

では、よろしくお願いします。

ここで委員会を開会する前にあらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案、これは全部で9議案でございます。

その内訳でございますが、まず予算関係ということで、議案第1号、平成30年度旭市一般会計予算の議決についてのうちの所管事項、議案第2号、平成30年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、それと議案第9号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項ということで、予算関係が3議案。

条例の一部改正といたしまして、議案第14号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例

の一部を改正する条例の制定について、議案第 16 号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 17 号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 18 号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 27 号、旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。以上、全部で 9 議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔、明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案、可決、承認くださいますようお願い申し上げます。簡単ですがご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮澤芳雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る 3 月 5 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 2 号、平成 30 年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、議案第 9 号、平成 29 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 14 号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 15 号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 16 号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 17 号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 18 号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 27 号、旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定についての 9 議案であります。

初めに、議案第 1 号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計予算の議決につきましては、過日の議会全員協議会におきまして、予算の概要をご説明したところでございます。また、本会議の中でも補足説明を申し上げ、質疑をいただいたところでありますが、さらに何点かに絞りまして所管課から補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では議案第1号、平成30年度旭市一般会計予算の議決について、総務課所管の人件費について補足説明を申し上げます。

予算書の288ページをお開きいただきたいと思います。

給与費明細書の一般職分でございます。

まず、上段の（1）総括の職員数、本年度643人は平成30年1月1日現在の各課に配置している職員数を基本に、退職者、新規採用者及び会計間の異動等を考慮して、平成30年4月1日の配置予定人数を計上したものでございます。前年度当初予算と比較いたしまして、7人の減となっております。

給与費のうち給料は、本年度の予算額が23億8,490万6,000円で、前年度と比較して2,077万9,000円の減となっております。これは、主に職員数の減によるものでございます。

職員手当につきましては、下段に内訳を載せておりますので、後ほどご説明いたします。

共済費は、職員の健康保険や厚生年金等に係る負担金でございまして、厚生年金の率や追加費用率の増により、前年度と比較して1,767万4,000円の増となっております。

次に、下段の職員手当についてご説明いたします。

まず、扶養手当です。手当の内容は、平成30年度より配偶者及び父母等が月額6,500円、子どもが月額1万円となっております。千葉県人事委員会勧告に基づき、平成28年度から平成30年度までの3年間で、段階的に配偶者の手当額を減額し、子どもの手当額を増額する改定を行ったことにより、前年度と比べて75万3,000円の増額となっております。

次に、住居手当です。手当の内容は、借家の家賃に応じて支給するもので、一月の支給限度額は2万7,000円でございます。支給人数の増により、前年度と比較して285万9,000円の増額となっております。

次に、通勤手当です。内容は、自動車通勤の場合は片道2キロ以上の者について、距離数に応じて支給し、電車等の公共交通機関利用の場合は、定期券等の運賃相当額を支給いたします。前年度と比較して48万9,000円の減となっております。

次の特殊勤務手当は、主に消防職員の火災出場等の手当で、金額は1回200円から500円を支給するもので、前年度と同額となっております。

次の時間外勤務手当は、平日の午後10時までは1時間当たりの時間単価に100分の125を乗じて得た額、週休日の午後10時までは100分の135を乗じて得た額、午後10時から翌朝の午前5時までは、さらにそれぞれ100分の25を加算した額等を支給するものです。こ

れも前年度と同額となっております。

次の宿日直手当は、休日に日直業務をした職員に1回当たり4,200円を支給するもので、前年度と同額となっております。

次の管理職員特別勤務手当は、管理職の職員が緊急のため、休日や平日の深夜に勤務した場合に、6,000円から1万円の範囲で支給するもので、前年度と同額となっております。なお、実際には手当の支給ではなくて振り替え、代休等で処理をしているところでございます。

次に、下段に移ります。

休日勤務手当は、休日に勤務した場合に1時間当たりの時間単価に100分の135を乗じて得た額を支給するもので、前年度と同額となっております。

次の管理職手当は、管理職の職務に応じて月額2万7,800円から4万4,300円を支給するものです。管理職の人数の減により、前年度と比較して125万円の減となっております。

続いて、期末手当と勤勉手当です。期末手当の支給率は、6月が1.225月、12月が1.375月、勤勉手当は6月と12月ともに0.9月で、年間の合計支給率は4.4月分でございます。前年度と比較して、期末手当は職員数の減により507万5,000円の減、勤勉手当につきましては、人事院勧告等に基づき支給月数が0.1月分増えたことにより、1,860万5,000円の増となっております。

次の児童手当は、中学校修了前までの子どもを養育している職員に支給するもので、3歳未満の子どもについては月額1人1万5,000円、3歳から12歳までの子どもについては、第1子と第2子は1人1万円、第3子以降は1人1万5,000円、中学生につきましては1人1万円を支給するものであります。前年度と比較して43万5,000円の増となっております。

最後の夜間勤務手当は、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合に、1時間当たりの単価に100分の25を乗じて得た額を支給するもので、主に消防職員に対して支給しており、前年度と同額となっております。

以上で、総務課からの補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、企画政策課のほうからは予算書の64ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款1項7目、説明欄6のふるさと応援寄附推進事業でございます。897万4,000円ですが、いわゆるふるさと納税と言われるもので、平成28年3月から開始しております。この

事業は、新たな財源を確保するとともに、市の特産品などの返礼品を送付することで、市の知名度の向上及び産業の活性化を目指すものです。

内容としましては、寄附収入を 1,500 万円と見込んだ上、1 回当たりの寄附金額が 1 万円以上の市外在住の個人の寄附者に対し返礼品を贈呈するもので、寄附金の収納事務や返礼品などの発送を行うものです。

平成 30 年度につきましては、より多くの方々にふるさと納税していただくために、ポータルサイト運営業者を 1 社追加し、寄附金の受付窓口を拡張することといたしました。

それでは、72 ページをお願いします。

2 款 1 項 10 目、説明欄 7 のバス路線維持対策事業 620 万 2,000 円ですが、この事業は、千葉交通株式会社が運行する府馬線及び旭銚子線を維持するため、この路線での赤字額の 2 分の 1 を沿道の自治体が助成するものです。

以上で、議案第 1 号の補足説明を終わりにします。

○委員長（宮澤芳雄） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） それでは、議案第 1 号について、市民生活課所管の補足説明を申し上げます。

予算書の 74 ページをお開きください。

歳出になります。

2 款 1 項 12 目、説明欄 2 の市バス運営事業、18 節車両購入費 3,129 万 2,000 円について申し上げます。この車両購入費は、現在 2 台で運行しています市バスの 1 台が購入から 21 年を経過し、走行距離 62 万 3,000 キロとなり老朽化が進んでいることから、市バスの買い替えを行うため計上したものです。購入する予定のバスは、現行のバスの後継車種でディーゼルエンジンで、正座席 33、補助席 7、乗務員席 2 の 42 人乗りのバスを予定しております。

続きまして、予算書の 81 ページをお開きください。

2 款 3 項 1 目、説明欄 3 の住民基本台帳事務費、13 節システム整備委託料 3,247 万 6,000 円は、個人番号カードを利用したコンビニ交付の導入に係るシステム整備委託料です。コンビニ交付の開始は平成 31 年 2 月を予定し、交付する各種証明書としては、住民票の写し、印鑑証明、戸籍全部事項証明書等を予定しております。また、コンビニ交付に係る経費については特別交付税の対象となり、対象経費の 2 分の 1、上限 6,000 万円が特別交付税として措置されることとなります。

以上で、市民生活課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 税務課長。

○税務課長（渡邊 満） それでは、税務課所管の補足説明を申し上げます。

予算書の 11 ページをお開きください。

1 款市税です。平成 30 年度の市税の合計額は 74 億 5,010 万 8,000 円で、前年度比 4,197 万 8,000 円、0.6%の増を見込んでおります。内訳としましては、現年度分が 73 億 4,048 万 1,000 円、滞納繰越分が 1 億 962 万 7,000 円を見込んでおります。

続きまして、主な税目についてご説明いたします。

13 ページをお開きください。

1 項 1 目個人市民税は 30 億 9,070 万 2,000 円で、前年度比 4,876 万円、1.6%の増を見込んでおります。現年課税分の収納率については 97.40%で、前年度比 0.35 ポイントの増を見込んだものでございます。

1 項 2 目法人市民税は 4 億 5,852 万 6,000 円で、前年度比 1,918 万円、4.0%の減を見込んでおります。現年課税分の収納率については 99.60%で、前年度比 0.10 ポイントの増を見込んだものでございます。

市民税については、個人分は全体の約 8 割を占める給与所得者の増及び農業所得等の増を見込んでおります。

次に、下のほうになりますが、2 項 1 目固定資産税は 29 億 2,449 万円で、前年度比 3,631 万 6,000 円、1.3%の増を見込んでおります。現年課税分の収納率につきましては 97.50%、前年度比 0.32 ポイントの増を見込んだものでございます。

土地につきましては、宅地価格はほとんど据え置きで、農地や山林からの地目異動があるため、税額は微増となる見込みであります。

家屋につきましては、新築家屋の増加分もありますが、評価替え年度であり、経年減価補正率が適用されるため評価額は減少し、税額は微減となる見込みであります。

償却資産につきましては、規模の大きい事業者の新規出展情報はなく、老朽化した施設の更新分程度の増加を見込んでおります。

続きまして、14 ページをお願いいたします。

3 項 1 目軽自動車税は 2 億 996 万 7,000 円で、前年度比 1,838 万 3,000 円、9.6%の増を見込んでおります。現年課税分の収納率につきましては 97%で、前年度比 0.8 ポイントの増を見込んだものでございます。

4 項 1 目市たばこ税は 5 億 438 万 2,000 円で、前年度比 4,229 万 9,000 円、7.7%の減を

見込んでおります。たばこ税につきましては消費本数が減少傾向にあるため、税額は減となる見込みであります。

続きまして、15 ページをお願いいたします。

7 項 1 目都市計画税は 2 億 4,971 万 4,000 円で、前年度比 53 万 2,000 円、0.2%の減を見込んでおります。現年課税分の収納率につきましては 97.5%で、前年度比 0.32 ポイントの増を見込んだものでございます。

以上で、議案第 1 号、税務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第 1 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それでは、平成 30 年度の予算編成全体にわたって質問します。と申しますのも、毎年大きな剰余金を出しているわけですね。平成 29 年度で約 15 億円ですか、平成 28 年度で約 25 億円出しているわけです。そんな中で、課長は結果論だということで片づけていますけれども、結果論、それは確かに結果論なんです。しかし、それに至る経過、内容があると思うんですが、どういう原因でそういう剰余金が出たのか。そういう中で平成 30 年度の予算編成、どうしたのかお尋ねいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） お答えいたします。

剰余金が多いのではないかと、それを踏まえて平成 30 年度の予算編成でどんなふうにとりようなご質問でございます。

確かに剰余金、平成 27 年度 25 億円ほど、平成 28 年度については 15 億円ほどということで大きな金額になっております。この原因につきましては、今大きなプロジェクトを進めております。さらにそれが繰り越しとなったり、いろいろ複雑に絡んでおりまして、見込みがなかなか難しかったという部分がございます。結果としてこういうふうになったという原因がございます。

では、それを踏まえて平成 30 年度はどうかということですが、金額を予算で計上するときに、できるだけ精査というのは進めております。そのように努力して、平成 30 年度の予算については編成したつもりでございます。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 大きなプロジェクト云々ということですが、具体的にどういふものが減ったから剰余金が出たのか、その原因なんですよ。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） お答えします。

今、復興関連の事業、あるいは新市建設計画に基づく大きな建設事業等行っております。それはもうご案内のとおりかと思っておりますけれども、道路関係ですとか、あるいは合併特例債を使った事業ですとか、そんなものが大きな事業として、なかなか最終的な見込みが難しいということでございます。そのほかにも、そんなに大きくはございませんけれども、分野全般にわたりまして、なかなか見込みが難しかったという部分、それらも複合している状況でございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 全然要領を得ないんですけれども、それであれば、結局予算査定が甘かったんじゃないかと思うんですよ。予算査定をやっているわけでしょう。そういう中できっちりやるのが本当だと思うんです。それと同時に、一般企業では考えられませんが、行政の場合は執行率とか何とかという言葉もあるわけですね。

そんな中で、具体的に工事だってあれでしょう、やっているわけでしょう。それがなぜそういう結果になるのか。ですからそれを踏まえた中でということになるわけです。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 査定が甘いのではないかというお叱りをいただいております。甘いといえば結果として甘くなったのかもしれませんが、私どもとしては決してそんなふうには思っておりません。政策として実現しなければならない事業について、きちんと執行できるように予算編成、予算の計上というのをやっております。

大きな事業について、幾つかの事業については、執行の段階で落札率が影響して予算が余っているというの、ないわけではありません。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 土木建築工事ならともかく、これは 20%、30%というのがありますから、しかしあれでしょう。土木建築関係の予算、例えば 15 億円残すとなれば最高 30%にして、50 億円の予算、組まなくちゃならないわけですよ。予定価格に対して最低価格で落札された場合は。まさか土木関係、そんなに 50 億円も組んでいないでしょう。そうしたらほかの予算、大甘ということになっちゃうんですよね。その辺、お尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 土木などの事業以外の予算の計上が甘いのではないかというご指摘でございます。

結果的には、そういった面が一部であったというのも否めないところかと思っております。それを踏まえまして、平成 30 年度の予算につきましては、決算見込み等かなり精査をいたしまして、平成 30 年度予算計上、取り組んだところでございますのでご理解を賜ればと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありますか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） では 55 ページですか、職員福利厚生事業、181 万円ということで昨年から見て 50 万円減っているわけです。しかし、これは違う科目につけ替えたとか何とかということであったんですが、この 50 万円はどこへどういう科目で計上されているのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 委員各位にお願いいたします。

質疑は一括してお願いいたします。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） 委員会はいいいの。建設、いいの。委員会はい。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） ちょっと調べておいてください。

では、暫時休憩します。委員各位はその場にてお待ちください。

休憩 午前 10 時 30 分

再開 午前10時34分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま委員長のほうから、前例にならってということで質疑は一括してというお話をさせていただきましたが、取り決めとしてそういったことがないということですので、本委員会は進行のまま進めさせていただきます。

では、高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では、私のほうから説明させていただきます。

ご質問のほうは、55 ページの一番上段にございます職員厚生事業助成金 181 万円の計上でございますが、50 万円七夕関係、組み替えたよと、その内容を説明しろということでございますので説明させていただきます。

ページのほうが1枚前の53ページになります。

53 ページの下段のほうに説明欄1の人事管理事務費 2,377 万円と計上がございますが、この中に50万円が入っておりまして、具体的に申し上げますと、下のほうの8節報償費のうちの細節報奨金 10 万 9,000 円と表示がございますが、ここに七夕まつりの謝金というようなことで、ニューバージョンの指導に来ていただける先生方に5万2,000円、それから浴衣の着つけ等でOB等いろいろ協力をいただいております。スプレー等も本人等が持ってきていただく中で、1人3,000円ということで8人を想定して2万4,000円の計上。

あと、おはやしのほうも遠くからご指導に来ていただくという中で3万2,500円、それから1枚めくっていただきまして、11節需用費の歳出、消耗品費 27 万 6,000 円とございますが、このうちの12万6,000円、これが七夕まつり参加用の消耗品ということで、例えば、足袋であったり豆絞りであったり軍手等の購入費ということで12万6,000円。その下の12節役務費のうちの手数料 22 万 2,000 円と予算計上がございますが、このうち19万3,000円が七夕まつりの浴衣等のクリーニング代ということでございます。その下の保険料、6,000 円の計上がございますが、これは参加者のための保険料、全額6,000円でございます。

あと下の14節の使用料の細節、諸借上料 6 万 6,000 円と計上がございます。これはニューバージョン等が使う発電機 2 万円、音響設備 3 万 6,000 円、あと職員数もその増減により、急遽レンタルのはっぱ等を着るために1万円というようなことでございます。

以上、合計50万円の計上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 50 万円減らしたということで、名目は格好いいわけですよ。しかし、この福利厚生費というのは、県内の各市町村みんな減らしているのが現状なんですよ。そういう中で、ならって減らしたかも分からないけれども、しかしほかにつけ替えしてあるでしょう。この予算編成見たら誰も分からないでしょう。と同時に、七夕に参加するために、なぜ市から予算を出さなくちゃならないのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

高橋委員、議案質疑でもご質問のほういただきました。例えば、七夕であれば例年 20 団体くらいの事業者等が、七夕をみんなで盛り上げようということで参加していただいております。旭市としても市民まつりという中で、この七夕をしっかり盛り上げようということで取り組んでいるものでございまして、そもそもこれは職員の福利厚生に行っているものではないと。ただ、従来はいろいろ事務処理等の関係もございまして、互助会のほうに、互助会は互助会で、自分たちで熱中症対策であったり、夜 10 時ごろまで七夕まつりも参加しますから、入る前に軽食等も行いますので、互助会はまさしく職員の負担金の中で動かしている経費もありますので、併せて互助会に対して運営をしていたと。

でも、確かに県内でも私どもも取り組んでおりますが、福利厚生費のほうは削減していかなくてはならないという中で、もともと福利厚生費でないものは、しっかりと減額のほうに組みましようということで、今回組み替えのほうをしていただいたものでございます。

例えば、今回の市の七夕であっても、職員約 250 名ほどが表舞台に立つ踊り手であったり、ニューバージョンであったり、または裏方の駐車場ですね。全く七夕が見えないような裏方の職員もいる中で、市として盛り上げていこうということでございますので、何とぞご理解のほうお願いをいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） これは市が全然関係ないでしょうよ。それをなぜ市が出さなくちゃならないのか。これは自分らの権益、何だかんだ守ろうと、固執しているというのが私の見方ですよ。

七夕実行委員会から各団体にもやっぱりいろいろな、ある程度謝礼金みたいな出すでしょう。市の職員団体にも来ているわけですよ。そんな中で、まずもって市に関係のない金

をなぜ出すのか。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

まず、前段のほうで実行委員会のほうから補助金等というお話がございました。確かに旭市役所として、踊り連と下座のほうですか、それと若手の職員、56 名ほどだったんですが、2 団体というような登録の中で、1 団体 3 万円といったような補助金、ですから、旭市としては 6 万円の歳入があったわけでございます。

今回平成 29 年度の七夕の市のほうの経理でございますが、支出が 71 万 4,000 円ほどございまして、平成 29 年度、講師のほうは 50 万円入れてあると。とにかく自分たちの飲み食いといえますか、そういったものについては職員の掛金のほうで賄っております。先ほど来言っておりますように、浴衣であるとか、皆さん本当に協力しましょうと言っている中でのクリーニング代等を個人負担させることなんかできません。とにかくほかの団体等も、参加団体は自ら負担をしているのかと思っております。そこら辺は高橋委員のお考えは分かりましたが、理解をいただくしかないと思っています。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） ほかの団体は自分らで出すのは当然、市の職員が出るのに対して市が面倒見よう、ちょっとこれはおかしいと思うんですよ。もう少しその辺は市民が理解、これ市民が聞いたら、ほかの団体何て言いますかね。その辺十分、市民感情を踏まえた中でやってくださいよ。それについてお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えいたします。

高橋委員、これは何度もお話ししている議論のすれ違いになりますが、職員のほうも申し訳ございませんが、七夕が好きで参加しているというばかりの職員ではない、ほとんどの職員が、これは職務命令ではございませんが、ある意味、例えば仕切っている総務課として、とにかく踊りに参加してくれと。あとニューバージョン、1 年生、2 年生、3 年生の若手の職員に出てもらっておりますが、職務命令ではございませんが、頼むぞと。市役所を挙げて市民まつりを盛り上げましょうという趣旨なものですから、そこら辺について、では出る職

員にそれを負担させるのかと、それは私、担当する課長としても出させることはできませんので、ご理解をいただくしかありません。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） これ何回話してもしょうがないですけども、本来ならこれは七夕実行委員会がやる仕事なんですよ。そんな中で、なにも市が税金を使いながら、その七夕に出る必要ないと思います。それでなくてもちゃんと協賛金か賛助金で出してあるわけでしょう。それは幾ら話してもしょうがない。

そんな中で通勤手当の問題ですが、通勤手当、市から出ていますが、これは税法上との比較はどうなっていますか、お尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 税法との関係ということで、非課税の範囲の中で出しているというふうに認識をしております。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 税務課長、分かりませんか。非課税の中で通勤手当を出しているということですが、どういうふうになっているのか。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 今、総務課長が答えたとおりでございます。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 先ほど回答したとおりでございますが、当然、職員給与のほう、税務署のほうに源泉徴収というようなことで報告しておりますが、その中で非課税所得ということでの取り扱いで、報告をさせてもらっているところであります。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ございますか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それから、50 ページの使用料及び賃借料、ここでの土地等借上料 900 万円ほどありますが、これはどこの土地なのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 50 ページの使用料の中の土地等借上料の計上の内容でございます。

市で今お借りしている土地として、いろいろな施設の関係の土地で借りているものがございます。有償分と無償分がございますけれども、有償分を当然ここに計上しているわけでございますが、大きなものでいいますと、例えば小学校の土地ですとか保育所の関係、あるいは市営住宅で借りている部分もございます。あと公園等もございます。そういったもの。

大変失礼しました。今まで申し上げたことはちょっと違っておりましたので、削除していただければと思います。

50 ページの件でございました。これは……

○委員長（宮澤芳雄） もう一遍質問、高橋委員。これ 50 ページの説明欄 14 の 2 段目の土地等借上料という部分ですね。

○委員（高橋利彦） 907 万 2,000 円。

○財政課長（伊藤憲治） 申し訳ありません、私の認識が足りませんでした。改めてお答えを申し上げます。

ここの土地借上料につきましては、職員駐車場の分の借り上げ料でございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） そうすると、従来どおり契約していくということなんですが、では職員駐車場ですか、私は何回も言っていますが、自治法上これは払えるようになっているのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） まず、従来どおりやっているかということで、補足してお話をしたいと思います。

高橋委員からも前にご指摘ございましたけれども、駐車場の敷地の借り上げにつきましては、平成 30 年度の予算のときに、又貸しといいますか、それを解消するというところで今進めているところございまして、J A は J A、海匠の職員の団体につきましては海匠の職員の団体が、地主さんとそれぞれ契約すると。3 者が相手の地主さんと契約するというところで、今進めるようにしているところでございます。その中の市役所分をこちらに計上しているということでございます。

ご質問の趣旨は、なぜ同じようにやっているかでございますが、この議論につきましては、これまで何度も本会議等でもお答えさせていただいているところでございますが、職員の駐車場が不足しているという中で、きょうも税金の申告等で中庭のほういっぱいでございます。議会も行われているという部分もございますが、そうした中で過去からの必要性の中で、この駐車場を借りているというところでございますので、ぜひご理解を賜ればと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 今の答弁だと、職員の駐車場、税金の関係で使っているという答弁になっちゃうわけですよ。あれは職員と市の分と分けてあるわけでしょう。職員の分は常時使っているわけですよ、そうでしょう。市の部分はあいていると。それでこっちがいっぱいであったときには向こうに持っていくと。そういう中で、何で職員の分を、また職員組合との契約にしないのか。今の答弁だと、また同じように市が契約するということなんです。

そんな中で駐車場、課長、自治法にあるでしょう。職員の手当の関係。30、ちょっと私も分からない。何項目かあるわけで、その中でこれ以外は出せないということになっているんですよ。それよく自治法調べて、答弁くださいよ。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 高橋委員、ですからこれについては、何度も議論をしてきたところでございます。まさしく旧旭市、平成3年度から当時本当に職員も含めて、当然、来旭者やこういった議会のたびに職員駐車場がなくて、その手当をどうしようかということで、平成3年当時に今の土地のほう、地権者のほうに協力を、お願いを申し上げ借りてきた経過がある。その時点から、職員は3分の1相当を負担しましょうということで、旭市はとにかくその用地を購入することはできませんでしたから、過去にもご説明しておりますが、干潟町でも職員駐車場のほうは新たに購入した事実がある。海上町の庁舎建て替え時には、当然、職員駐車場の場所を担保して場所を移設した。飯岡町も北側になりましょうか、保健センターのほうの間にも職員駐車場を確保したという経過がある中で、旧旭市は購入ができなかったもので、その部分、一部を職員には負担させるけれども、基本は市のほうが地権者と契約をしているということで、ご理解をいただくしかないと思っています。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） ですから、行政というのは法律にのっとってやるわけでしょう。そんな

中で、自治法上、駐車場代、料金ですか、それから職員に駐車料金を払うことが自治法上認められているのか、その辺答弁くださいよ。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 例えば、今回 2,700 円の契約になるのでしょうか。3 分の 1 相当で 900 円というようなことで予算計上しておりますが、市のほうが職員に 1,800 円分ですか、それを給付しているということではなくて、本来、当時の総務課長でございましたが、こういった公共交通がない地域においては、そういった駐車場を確保することが役場として必要なんだということを散々、ですから行政側が必要だと。ただ、それについては一部だけ職員に負担させる、逆の発想だと思っています。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） これは幾ら言っても水かけ論ですね。皆さん方は自分の都合のいいようにとっていますけれどもね。実際問題、自治法上できないわけなんです。それならなぜ、この駐車場料金を今度は給料に上乗せして払わないのか、そういうことを言うなら。市が持たないで、職員に駐車料金を払う。そして今度は職員が払うなら何も問題ないでしょう。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） とにかく給与の支給については法定主義でございますので、駐車場というようなことでの手当はなかったかと思います。当然、その給料のほうにつきましては、私ども人事院勧告、そして県の人事委員会勧告、その趣旨に基づいて給料表に基づく給料を払っているところでございますから、そこに例えば、1,000 円だったり駐車券だったり上乗せすることはできませんので、根本の部分で、この地域はそういった行政の事業体として駐車場の確保が必要なんだということで、ご理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） そういうことを言うなら、結局この前の一般質問の答弁でも、駐車場は福利厚生の一部だという答弁をしているわけですよ。そうしたら、福利厚生費、莫大な金額になっちゃうんですよ。それどう思いますか。時代に逆行しているんですよ、どういうふうと思うの。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 福利厚生の一部、まさしくそういったことが往々にとといいますか、許された時代がございました。ただ、現在におきまして、例えば都市部におきましては職員の官舎といいますか、住宅のほうを手配していると、現実今でもございます。

私ども田舎でございますから、通勤管内での職員採用ということがほとんどでございますから、宿舎については、当然過去からも設置しておりませんし、これからも設置する予定はございませんが、駐車場につきましては、従来の福利厚生という部分の流れも一部あって計上してきたところでございます。これについては、今、新庁舎、議会のほうの議決もいただいた中で、平成 33 年の開庁を目指しているところでございますが、いろいろ今後、公共用地といいますか、そういった空き地も出てきますから、どんどん削減していくようなことで検討もしているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 駐車場も福利厚生のもだったという、そうじゃない。この前、課長は、一般質問で福利厚生の一部だと答弁しているんですよ。そういう都度都度、詭弁使わないでくださいよ。そうでしょう、副市長。福利厚生の一部だと言っているんですよ。それを今度そういう時代もあったなんて、あまりにもこれは詭弁ですよ。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） そういう時代があって、今そうじゃないと必ず申し上げたいわけじゃなくて、今でも例えば、都市部なんかでは福利厚生の一部として、職員の住宅なんかも造っている。田舎ではそういった必要性はないけれども、駐車場なんかは必要だろうというふうな考えで申し上げたところでございます。よろしく願いをいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 確かに、自治法には住宅の問題ありますよ。しかし、駐車場はないわけですよ、どこ見たって。副市長、あれでしょう。自治法規程でしょう。その中にどういうふうにありますか。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 先ほど来、総務課長が答えておりますとおり、この駐車場自体、平成3年から職員の駐車場不足ということだけではなくて、市役所全体の駐車場の問題として捉えて、その形になってきた。

その中で、ここだけに限らず、先ほど冒頭で支所の話もしてありますけれども、各支所でもそういった形で駐車場を確保しながら、職員に使わせてきた。その使わせてきた中で、やはり市が所有してしまえば、それは使用料が出ませんけれども、今の段階では借上げ料が出る。そういう中で互助会と協議しながら、少し負担してくれというのが事実であって、使用料という形にはなりますけれども、今は雑入として入れているわけです。ですから、その中での違いというのも現実にあるということもご理解いただけないのかな、そのように思っています。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 雑入で入れたって何だって同じなんですよ。そうでしょう。

それで支所の話しましたが、干潟支所、駐車場、合併前に購入しまして、結局公民館の駐車場があそこはないわけですよ。副市長だって分かっているでしょう。そんな中で公民館の駐車場ということで公認したんですよ。それで職員も使っていると。あんた方はただ、本当にその場逃れの詭弁使っちゃうんですよ。収入だって駐車場収入として入れたって、それから雑入だって同じでしょう。では何で職員の分、駐車場収入として入れるんですか。どう思いますか。

○委員長（宮澤芳雄） 議案の質疑は途中ですが、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 1分

再開 午前11時15分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では、先ほどの駐車場の関係で回答させていただきます。

やはりこれ、議会のほうでも前に一度回答したことでございますが、手元に平成3年当時、

駐車場地権者の方から借りたときに、市役所と旧旭市と旧旭市の互助会が結んだ契約書の内容でございますが、市役所、旭市は、この本庁舎敷地への職員の通勤車両の駐車を禁ずることとし、その代わりとして借り受ける駐車場に、職員が通勤車両を駐車させることを認めると。

第2条のほうでは、市の駐車場確保に協力するため、あくまでも市の駐車場確保に協力するため、当時であれば月額1,000円を職員のほうは負担しなさいと。ですから、駐車場の確保は、あくまでも市の責務だという中で、でも月額3,000円程度となる中で、職員に1,000円を協力しなさいという互助会と旧旭市の契約があるところでございますので、そこら辺はとにかく、ご理解をいただきたいと思います。

高橋委員、先ほど私、通勤手当の関係でちょっと間違った答弁をしてしまいました。訂正しておわびを申し上げさせていただきます。

先ほど高橋委員、通勤手当のほう、税法の関係でどうなんだという中で、全て私、非課税と申し上げました。今、担当のほうに精査させたところ、例えば使用距離が10キロ未満の場合、国の限度額は7,100円、市が規則で定める10キロ未満の手当は7,340円で、差額240円が課税対象となるようでございます。月額、総額でいいますと、一月分の通勤手当の総額360万円ほどになりますが、その1割くらいが課税対象になるといったようなことでございます。市がこの通勤手当の額につきましては、当然市のほうで設定できませんので、県の規則のほうに準じて制定をしているところでございますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 私が言いたいのは、この庁舎内の駐車は職員にはさせないと。その代わりに市が借りるということですが、それに対してどういう法的根拠があるかということですよ。これは自治法上に、駐車場の手当を払っていいとかそういうことであれば、これは問題ないと思いますよ。職員、個々に払うもよし、また組織として払うもよし。しかし、それが法的根拠がどこにあるのか。これは民間企業でないですから、行政のただ考えではできないわけですよ。民間企業であれば、社員を集めるために駐車場を完備しなくちゃならない。しかし、行政にはそういうあれがないわけですよ。ない中で、どういう法的根拠に従って駐車場料金を払っている。市としてどういうことで駐車場の料金を払っているのか。その法的根拠です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） これもとにかく何度も答弁のほう、繰り返しになりますが、とにかく市が市民サービス、行政事務を行うに当たって駐車場というものは必要ですと。先ほど来申し上げましたように、干潟町は公民館が市であったかどうかは分かりませんが、海上町は新しく場所を移転するに当たっては、当然執務する職員の駐車場が必要だということで、十分な面積を取得して今の場所に移られた。飯岡町は事後であります、足らなかったということで職員駐車場を購入したと。旧旭市についても、この近辺で地権者のご理解をいただけるような状況であったとするならば、旧旭市において、駐車場のほうを確保したかと思いますが、まさしくそれだけの理解をいただけなかったという中で、賃借といったような経過になったかと思えます。

以上でございます。

（発言する人あり）

○総務課長（飯島 茂） ですから、何条ということではなくて、市がまさしく行政サービスをする、業務を行うに当たって必要な面積を市のほうが確保する。それは必要性あると思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） これ幾ら質問しても堂々めぐりですから。

では次に、交付税についてお尋ねします。

今年の交付税は、地方交付税 87 億円ということになっております。この交付税の算定基準の人口増の面積等、これは幾らになっているのか。それから、国から借金分、面倒見てくれるということになっております公債費の関係ですね。これは幾らになっているのか。それを足したのが旭市の財政需要額になるわけですね。

そういう中で、旭中央病院分はどこに含まれているのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 今年の交付税についての算定基準というご質問が、まずございました。予算ベースですと、国から別に細かい数値が示されているわけではございませんので、あくまでも市としての推計といいますか、見積もりを立てているところでございますが、見

積もりに当たりましては、国が地方財政計画というふうな形で示している伸び率ですか、そういったものを勘案してやっております、実際の項目別の数値につきましては、予算としてきっちりと積算しているというものではございませんので、ご理解をいただければと思います。

先日、本会議の中での平成 28 年度決算ということについての幾つかの項目の数値につきましては、そのときにお答えしたとおりでございます。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤憲治） もう一度ですか、すみません。少々お待ちくださいませ。

平成 28 年度でございますけれども、交付税の市の総額としましては、普通交付税と特別交付税合わせまして 92 億 1,700 万円ほどでございました。そのうちの普通交付税というのが主になってこうかと思えますけれども、算定の中の一つとしまして人口分と申しますか、それにつきましては、基準財政需要額ベースでございます。したがって、基準財政収入額を差し引いて最終的な交付税の数字になりますので、基準財政需要額のベースで人口分を申し上げますと、96 億 3,000 万円ほど。面積分としましては 2 億 6,100 万円ほどでございます。それと……

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤憲治） 道路の分につきましては、6 億 5,500 万円ほどという計算でございます。

あと公債費の部分がございました。公債費の部分につきましては、合併特例債の分で 7 億 5,400 万円ほど。それと臨時財政対策債の分で 9 億 2,500 万円ほどという形でございます。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤憲治） その他もろもろとしまして、31 億 4,900 万円ほどという計算になってまいります。

ご質問の 2 つ目の中央病院でございますけれども、すみません。今その他というふうに申し上げましたのは、公債費の中のその他ということではなくて、公債費のその他と人口面積とかという部分以外も含めましてその他ということで、31 億円という数字を申し上げたところでございます。公債費の部分で、合併特例債と臨時財政対策債以外ということでしたらば、2 億 9,700 万円ほどということになります。

中央病院の分、2 番目のご質問でございます。中央病院の分につきましては、これ平成 30 年度の予算である程度見ておりますので、その数字をお答えしたいと思います。

まず、普通交付税の分がございます。普通交付税の分として見込んでいる額としましては……

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤憲治） 費目につきましては、普通交付税は費目としましては保健衛生費という分野が入っておりまして、その中の密度補正という名前で入っております。

○委員（高橋利彦） そうじゃなくて、結局人口面積増で、そこに単位費用を掛けたものがあるでしょう、まず。一番基礎になる。交付税で一番基礎になるそれがあるでしょう。それとあと、国が面倒になっている公債費、それをプラスしたのが基準財政需要額になるわけでしょう。単純に言ったら。

○財政課長（伊藤憲治） お答えしてよろしいでしょうか。

今、基本的な部分は人口や面積でという趣旨のお話がございました。確かに人口ですとか面積、あるいはそのほかの数字を使って積算していく部分が、基本のベースになってまいりますけれども、中央病院分につきましては、その基本のベースに先ほど申し上げました密度補正という名前を使いまして、上乘せをして計算をしております。そういった仕組みになっております。保健衛生費につきましては、人口を基本としまして計算をしていくのですが、旭市の人口に単位費用を掛けた数字だけでは、需要額を算出するのが好ましくない部分といえますか、それでは見込めない部分につきまして、上乘せ分としまして補正を行います。それが密度補正という名前で、中央病院分については上乘せになっております。ですから、別計算のようなものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員（高橋利彦） じゃあ単位費用というのは、各市町村違うということですか。

○財政課長（伊藤憲治） そういうことではございません。単位費用につきましては、全国一律でございます。それにそれぞれの人口を掛ける。ただ、それですと計算がかなり雑駁になってしまいますので、もう少しきめ細かく計算をするために、人口掛ける単位費用ということではなくて、それぞれの市町村の置かれている状況、それは人口の段階によっても違うんですけれども、一つとしては、人口が小さくても一定の経費がかかるという部分がございますので、人口の小さい団体につきましては補正ということで、少し割り増しするような部分がございます。

さらに、それともう一つ別枠としまして、中央病院分につきましてはさらに別の補正を加えているということでございます。

○委員（高橋利彦） 単位費用は全国一律と言ったでしょう、先ほど。全国一律でしょう。そ

んな中で、旭市の場合は病院の関係で、単位費用が上がっているということなんですか。

○財政課長（伊藤憲治） 病院分は計算は完全に別計算でございます。項目の中としてはやっておりますが、計算の流れとしては病院分は全く別計算で上乗せをしているということで、ご理解を賜ればと思います。

○委員（高橋利彦） 単価が違うということですか。

○財政課長（伊藤憲治） 単価が違うということではございません。単価に……

○委員（高橋利彦） 単価に上乗せになっているということでしょう。

○財政課長（伊藤憲治） 単価に上乗せということではなくて、全く別に計算したものを足しているということでございます。

○委員（高橋利彦） 理屈は同じだけだね。

○財政課長（伊藤憲治） 1つ例を申し上げますと、病院の中の算定項目の中に病床数1ベッド当たり幾ら幾ら足すよというような項目もございます。例えば……

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤憲治） そういった形になっております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） ではお尋ねしますけれども、合併時と比べて単位費用の部分ですか。これは幾ら増えているのか。公債費の部分が幾ら増えている、分かる年度でいいです。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 合併時と比べた数値ということのご質問でございました。これも前に、本会議等でお答えしたのと焼き直しということになってしまうかもしれませんが、平成18年度の数字と比較してという形でお答えしたいと思います。

まず、人口分でございますが、平成18年度と基準財政需要額ベースで比べますと22億3,000万円ほど増えております。基準財政収入額を当然引いていきますので、普通交付税として交付されている額で比較をいたしますと、普通交付税は平成18年度と平成28年度で、17億1,800万円ほど増えております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 合併時と比べまして、たしか基準財政需要額20億円余り増えているわ

けですよね。しかしながら、結局算定の基礎となる数字、そんな中で二十二、三億円ぐらい増えるわけなんですよ、基準財政需要額が。しかしながら、結局交付税としては、それを下回っているんですよね。そんな中で中央病院の部分が約倍くらいになっちゃっているんですよ。そうすると、市の使える俗に真水ですか。この部分がかなりなくなっちゃうと思うんですが、それについてお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 病院分を引くと、真水の分が減っているのではないかというご質問でございます。先ほど申し上げました普通交付税の最終の交付額については、平成 18 年度と平成 28 年度を比べますと 17 億円ほど増えております。そのうち、中央病院分につきましては 5 億 8,000 万円ほどの増ということになっておりますので、その差額であります 12 億円弱という数字が、病院分を除いた数値として残っているといえますか、増えているというふうに理解しております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 結局交付税の基礎となる人口分、人口分を含めた 3 つの要件ですか。その結局計算した金額と国が面倒見てくれるという公債費、これが基準財政需要額になるわけですよ。この数字を結局交付税が下回っているんですよね。増えた増えたと言っても。なぜ交付税が増えた分より減っているのか、その辺お尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私の説明が拙いからでしょうか。病院分を除いた分の数字につきましては、先ほども申し上げたとおり、12 億円弱増えているということで、ご質問は臨時財政対策債も増えているから、それも引くということなのかもしれません。臨時財政対策債の分として需要額が増えている分は 7 億 7,000 万円ほどですから、それを引いたとしましても、さらに残りの分として増えているというふうに理解しております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありますか。

伊藤保委員。

○委員（伊藤 保） 72 ページの説明欄 7 番のバス路線維持対策事業で、先ほどの説明では、

各自治体 2 分の 1 負担しているという話だけれども、これは各自治体の負担割合というのがありますでしょうか。分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 伊藤保委員の質疑に対して、答弁を求めます。

企画課長。

○企画政策課長（阿曾博通） すみません、言葉が足りなくて申し訳ございませんでした。例えば府馬線ですと、旭市と香取市の 2 市で足りない分の 2 分の 1 になるように、2 市で足したものが 2 分の 1 になるという形になります。根拠は、走行距離で案分という形になっておりまして、金額でいきますと平成 30 年度の見込みでは、府馬線で旭市の負担額は 469 万 7,981 円で、旭銚子線のほうは 150 万 3,000 円余りでございます。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） 府馬線のほうが、香取市のほうが 403 万 3,541 円、旭市のほうが 469 万 7,981 円です。銚子旭線ですが、銚子市のほうが 193 万 7,212 円、旭市の負担は 150 万 3,823 円という形になっております。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 64 ページの 6 のふるさと応援寄附推進事業です。これはふるさと納税の関係ですが、旭市の職員もかなり市外から通っている人、いると思うんですね。その中で、市から給料もらっているんですから、市にはだいぶ恩恵を受けているわけですね、行政から。

そんな中で、その方々にふるさと納税をやってもらおう考えはあるのかどうなのか。そんな中で、今、市外から通っている人の税金はどのぐらいになるのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 大変失礼しました。伊藤委員、先ほどの質疑はあれで……

○委員（伊藤 保） いいです。

○委員長（宮澤芳雄） 改めて、高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） まず最初に、個人の誰が幾ら寄附したかとか、そういうチェックはやりようがございません。ただ、うちのほうの課の中でいいますと、冗談半分ですが、頼むぞということは言うております、話題になって。実際にやったよという形で話をして、こうだったねと。要はうちのほうの職員、私もそうですけれども、みんなでそういうものに対して実際やってみて、やりいいのか、どこがサイトがやりいいのかとか、そういう研究もしていないと、受け入れ体制としてうまくいかないという部分もありますので、うちのほ

うに限っていえば話題にはしていますが、ただ市全体で、課長会はよろしく願いしますとか、そういうお願いをしているところがございますけれども、個々の職員の、その人の善意がどうこう、ちょっとできかねますのでよろしく願いします。

○委員（高橋利彦） 他の市町村から来ている人の源泉徴収、どのぐらいやっているのか。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 職員の源泉徴収の額ですか。それは税務課のほうでは把握しておりません。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 源泉の関係、総務の人事のほうで担当しております。今、手元に資料がございませんから、あとで報告をさせていただきます。よろしいですか。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） この旭市から出た人に対してこれを求めるわけですね。そんな中で、やはり他の市町村から通っている職員は、旭市があるからこそ生活できるわけなんです。そういう中で、啓蒙、啓発したほうがいいじゃないかと私は思うんですが、そういう中で課長、どういうふうに関後対応していくのか。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、再度、課長会議等で各課の課長にお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について補足説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 議案第2号、平成30年度旭市病院事業債管理特別会計予算につきましては、本会議で補足したとおりでございますのでよろしく願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 13 億円借りるということでございますが、機械が約 10 億円ですか。そんな中で、この前 25%の交付税対象ということでございますが、全て長期の借り入れになるのか、それとも機械は短期になるのか。短期のものに対して償却資産ですね、これがなぜ交付税対象になるのかをお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 病院事業債の対象というのは、機械器具の対象になっているところですが、短期、長期という話が委員のほうからございましたけれども、要は1年以内のものを短期で、1年を超えるものを長期という考え方で扱っております。

通常の病院事業債に当たるよという形で、この前本会議でも、ご答弁させていただいたところでございますけれども、10 億円の貸しつけの条件等を入れて試算したものがありますので、それでいきますと、5年間で1年据え置きで 10 億円借りまして、5年間返す中で利子は 32 万 2,687 円ということで、5年間でかかります。交付税に算入される額が2億5,008万671円、というものが交付税で算入されますよという形ですので、10 億円の機械を買って、支払総額は7億5024万2,016円が理論上かかるよという形になっております。約2億5,000万円が得になりますよというお答えをしたところでございます。

それで交付税の算入根拠、今持っておりませんので財政課のほうから。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 交付税の算入根拠ということでございますけれども、私も、明文規定というのは今申し上げることはできませんけれども、起債の種類の対象としましては、病院事業債という対象でございます。交付税の算入について、国がどれとどれを対象にするかということで整理をしております、その中で病院事業債というのは全て対象にするということになっておりまして、それが機械であろうと施設であろうと、どちらも算入ということで、それで対象になっているところでございます。今、その程度でございます。よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 病院事業債というのは、行政とは全く別の債務になるということですね。そんな中で……

（発言する人あり）

○委員（高橋利彦） 債務になるということですよね。

（発言する人あり）

○委員（高橋利彦） いや、だからこれは、市が借りなくちゃ独法になった中ではできないわけですよ。そんな中で結局、病院の場合は1年以上のものであれば、機械であろうと何であろうと全部、病院事業債ということで融資の対象になる、そして交付税の対象になるということですけれども、その中で、市の場合は5年以内は全部短期じゃないんですか。それで、10年過ぎたものが長期ですか。これはどういうふうになっているんですか。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 長期、短期の区別というご質問でございますが、5年以下、5年以上ということのものではなくて、民間ですと1年以内のものを短期というような形で捉えているかと思いますが、地方債で借りるものにつきましては、期間で長期、短期とかということに分けるという概念がございませんので、1年以上またがるものにつきましては、全て地方債ということで、1本で取り扱っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 1点、委員長より質問がありますけれども、5年以下と5年以上、5年未満ということですか。

○財政課長（伊藤憲治） 失礼いたしました。微妙な部分でございますが、結論から申し上げますと、そこで区別が地方債についてはないということでございます。私が、すみません、5年以下5年以上と言いましたので、5年という部分が重複してしまいましたけれども、未満という言い方にしましても超えるという言い方にしましても、どちらにしてもその概念はございませんので、よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

それでは、高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 借金は何でも地方債になるわけですよ。1年であろうと何であろうと。

そんな中で、行政の場合は、交付税の対象になるのは全て交付税の対象になるのか。病院は、もう1年を過ぎたものは全て交付税の対象になると。そして機械でも何でも。つまり行政の場合は、交付税の対象になるのが何年からの地方債なのか。それから、機械器具もなるのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 交付税がどういうふうに入算されるかということでございますけれども、借り入れるものにつきまして、その中身によって交付税算入となる起債、そうでない起債という形で分かれるものでございます。その交付税で算入されるものにつきましても、その種類に応じまして、算入されるパーセンテージが違ってくるということでございまして、年数で変わるとかそういうものではございません。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑はありますか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第2号について質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） それでは、議案第9号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書をご用意いただきたいと思います。

予算の規模と各事業の内容につきましては、本会議において補足説明を申し上げたところでございますが、今回の補正におきまして、総務常任委員会所管の4つの基金につきまして補正を予定しておりますので、その内容と平成29年度末の現在高見込みについて申し上げます。

初めに、歳入のところでございますが、補正予算書の10ページをお願いいたします。

17款2項5目の東日本大震災復興交付金基金繰入金は、3億348万円の繰り入れを減額するもので、充当を予定しておりました津波避難道路整備事業、横根三川線の事業費の減に伴うものでございます。

次に、歳出でございます。12ページをお願いいたします。

2点目でございますが、ページの一番上でございます。2款1項1目一般管理費の公共施設等整備基金積立金として、5億円を積み立てるものでありまして、これによりまして平成29年度末の基金残高は、10億円ほどとなる見込みでございます。

3つ目としまして、その下の6目財産管理費、財政調整基金積立金は、国債等による運用利息の増分627万1,000円を積み立てるものでありまして、これによって、平成29年度末の基金残高は94億9,000万円ほどとなる見込みでございます。

最後に、4つ目でございます。7目の企画費、説明欄の2ふるさと応援基金積立金は、本年度の寄附金総額が、現在の予算額を上回る見込みとなりましたので、1,000万円を増額することとしまして、平成29年度末の基金残高は2,900万円余りとなる見込みでございます。

なお、このたびの補正予算において、ただいまご説明しました4つの基金のほかにも育英基金に関する補正もございまして、この内容は本会議でも申し上げましたが、匿名による指定寄附100万円の積み立て、それと奨学基金の廃止に伴いまして、その残額6,751万6,000円を育英基金へ振り替えるという内容もございます。これによりまして、平成29年度末の育英基金の基金残高は、1億5,600万円ほどとなる見込みでございます。

以上の結果、今回補正を行います基金を含めまして、一般会計所管の11ある基金の合計額としましては、平成29年度末に約177億円余りとなる見込みでございます。

財政課からは以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 議案第14号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これについては本会議で補足説明を申し上げ、議案質疑において回答させていただいたとおりでございます。

なお、本条例改正とは別に行政組織規則の改正となりますが、組織機構の見直しの一環として、商工観光課において商業振興班と労政工業班を統合し、商工労政班となることを報告させていただきます。これにより、全庁的には現状28課65班体制から、28課64班体制となります。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第14号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について補足説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、議案第 15 号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本会議で補足したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第 15 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第 15 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 16 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 議案第 16 号につきましては、本会議において説明させていただいたとおりでございます。特に補足する内容はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第 16 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第 16 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 17 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 議案第 17 号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本会議で補足説明したとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第 17 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） だいぶ時間が押していますけれども、1つ質問させていただきます。

今回のこの条例の改正ですけれども、1つは資産割をなくすというようなことで、これによりまして 8,000 万円でしたか、8,000 万円の減収になると。所得割を国が決めた上限まで今度は上げるという中で、5,000 万円の増収になるというようなことで、差し引き 3,000 万円くらいの減収になると。この条例どおりにいきますと、そういったことになるということ

でありますけれども、そういった中で、今度、県が国保の運営の主体になるといった中で、県が旭市に対して税収といいますか、保険税の金額ですか、これを市に示してくるといったことでありますけれども、今回の予算につきましては、県が示した金額と、今回こういった税の条例で徴収する金額がほぼ一致したと、そういうことでよろしいでしょうか。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員の質疑に対して、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 今回の保険税の算定に当たりましては、まず国民健康保険事業の担当課であります保険年金課のほうより、収支のほうを計算した上で、これだけ税金が必要だという金額が出されたところでございます。それに基づいて、まず広域化になるということで課税限度額、これは国の基準まで上げるということで、先ほど委員おっしゃられましたように国の基準まで上げると 5,000 万円ほどの増となります。

その一方で、いろいろなケースを検討したんですけれども、資産割をゼロにしたと、あと 10%にした場合とか、20%でやった場合と、それぞれケースを検討しました。その中で資産割につきましては、過去から平成 26 年に 30%から 20%に落とした経緯がございます。合併時ではそれぞれ、各市町村ばらばらだったんですけれども、徐々に落としてきて今 20%ということで、今県内の状況を見ますと、ほとんどの市町村で資産割をとっていないというような傾向がございまして、それに合わせてゼロにしたところ、必要な税額が得られたということで、今回その税率を改正したところでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） そういった中で、今回はこういった税額が条例の改正と一致したということでありまして、毎年、県からどれだけ集めてくださいといった税額が示されてくると思うんですけれども、これから先。そういった中で、少なくなれば問題ないと思いますけれども、増えていった場合、少ない場合もそうですけれども、市としてどのようにしてそれに対応をしていくのかということなんですけれども、その辺分かれば伺います。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員の質疑に対して、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） それでは、税不足になった場合どういうふうな対応をするのかということで、お答えしたいと思いますが、まず 1 点は、いずれにしても納付金が足らなくなるという場合については、当然、税率改定なりの議論に入ろうかなというようなことも考

えられますし、まだ幸い基金もありますので、仮に一時的な税不足とかの対応であれば、それで賄うということもあります。

あと、新しくできた制度でございまして、それすらも何もないという場合には、県からの貸し付けというんですか、それを借りて3年間で返すというような方法もあります。いずれにしても、そのどちらかの対応で今後賄っていかなければならないのかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 税率をといたような話でしたけれども、税率というのはどの辺の、所得割の税率ということですか。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員の質疑に対して、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） どれを変えるかということ、いろいろ国保税の算出に当たりましては、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分という3種類がございます。その中に、例えば医療分であっても所得割があつて、今回、資産割はなくなりましたけれども均等割、それから、平等割というような3方式で平成30年以降はなるわけですけれども、その要因、それぞれ検討しながらどれがいいかということで、税率を決めるのかなと考えております。国の指導では、所得割とあと均等割、平等割につきまして、50%ずつになるようなのが理想だということで、そういうあれは来ていますけれども、それに近づくような方向になるのか。あまり急激に税率が上がらない方法とかいろいろ検討した中で、決めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 分かりました。

もう一つ、今回のこの条例の改正で、相対的には旭市の負担が去年よりは減ると。下がるというようなことですね、税収が、3,000万円くらい減ると、さっき。そういうことでいいでしょう。相対的には減ることだと思いますけれども、そういったことが流れている中で、上限ですか、上限を撤廃することによって12万円ですか、最大で12万円税収が増える可能性がある人がいると思うんですけれども、そうなった場合にはかなりの増税といいますか、そうなると思うんですけれども、恐らくそういった方は納付書ですか、そういうのが来た場合に、何でこんなに上がるんだというような思いも恐らく持たれて、いろいろ市の

ほうにも問い合わせが来ると思いますけれども、そういった場合、事前に何か対応しておけば、その辺理解が進むんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の対応を考えられているのかどうか、お伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員の質疑に対して、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 課税限度額が上がるということでよろしいでしょうか。12 万円ということで。課税限度額につきましては、医療分につきましては 51 万円から 54 万円に 3 万円。それから、後期高齢者支援金分につきましては 14 万円から 19 万円に 5 万円の増。それから、介護分につきましては 12 万円から 16 万円に 4 万円の増と、合わせて 12 万円ということになりますけれども、ただ、先ほど資産割が 20%からゼロになるということで、医療分につきましては 3 万円、限度額が増になるわけなんですけれども、資産割のほうで結局限度額、これを超える方というのが大きく所得のある、例えば大きく農家をやっているとかいうことで、固定資産税が結構ウエートを占めているということが言えるのかなと。

一般的に、限度額を超える方の資産割はどのくらいかということで固定資産税で見ますと、15 万円から 20 万円クラスが多いということです。その段階でもう既に、この部分については 3 万円から 4 万円減になるということになりますので、そこらの影響はここはないのかなと。

あと、支援金分、介護分ですけれども、確かに 5 万円、4 万円ということで増加になりますけれども、この影響を受ける方というのが後期支援金分につきましては、870 世帯今まではありましたけれども、超過する方が 505 世帯ということで 365 世帯がちょうど限度額、全部でいえば 870 世帯が上がるわけなんですけれども、上がった限度額の間にいる方が 365 世帯あるということで、その方は 1,000 円から 5 万円ですか、その間にあるというような形で、そういうことになりますけれども、特にその方について周知するという、改めて通知を出すということは考えてはおりません。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 個々に試算はまだされてはいないと思いますけれども、これから税額を算定していった場合に、恐らくこの上限に張りつく人が、上限といいますか 12 万円増える人が出てくる可能性があると思いますので、それも含めて 10 万円くらいの人もいると思いますけれども、やはりそれだけ一気に増税ということになりますので、それなりの上がった

理由とか示して、理解を得たほうがいいのかなというふうに思いましたので、お願いです。
できるだけそういう形でやっていただければ。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員の質疑に対して、答弁を求めます。
税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 税制改定につきましては、税率改正した分、先ほど周知は特にと言
いましたけれども、広報等ではその点の周知はする予定ではあります。
以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑は。
高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 関連でお尋ねしますが、先ほど資金が不足した場合は県から借りて、3
年で返済ということでございますが、そうなった場合、繰り出ししてその借金分を返済する
のか。それとも個人の保険税を上げて、値上げして返済するのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。
保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 値上げをして返すということでは、当然足らなければ税も若干
負担は強いられるかもしれませんが、基本的には一般財源の中で、翌年に仮に足りる分のも
のがあれば、それを3年間でだんだんに返していくというような形になろうかと思います。
どうしてもその返せる分がないということになりますと、やはり税なりに頼らざるならない
のかなという気はいたしますが。
以上でございます。

（発言する人あり）

○保険年金課長（遠藤茂樹） そこまではまだ今のところは考えていません。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありますか。
（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第17号の質疑は終わります。
続いて、議案第18号について補足説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

○消防長（加瀬寿勝） それでは、議案第18号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部
を改正する条例の制定についてでございますが、本会議におきまして補足説明を行いました
ので、ありません。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第 18 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第 18 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 27 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（加瀬寿勝） それでは、議案第 27 号、旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本会議におかれまして補足説明を行ったとおりでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第 27 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第 27 号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮澤芳雄） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 賛成多数。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 2 号、平成 30 年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

議案第 9 号、平成 29 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議案第 14 号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

議案第 15 号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

議案第 16 号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

議案第 17 号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

議案第 18 号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

議案第 27 号、旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） この委員会のことにつきましては、委員長一任ということになったわけですが、今までの委員会報告、内容を聞いていますと、執行に都合の悪いことはなかなか、本会議で報告されていないんですよ。そんな中で委員長報告、委員長に一任した中で、委員長、作る段階でその辺は内容を精査した中で、執行に都合の悪いことであっても、委員長報告として本会議で報告していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

ただいま高橋委員よりご意見を頂戴いたしました。私は、自分なりに本委員会の意見を、きょう出ました質疑等をしっかりと自分で判断をして、報告をさせていただきます。

それでは、ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（宮澤芳雄） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告をしてください。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では、私のほうから本日視察をいただく予定でございました津波避難施設、築山について説明をする予定でございましたが、時間のほうがだいぶ追っているようでございます。現場にて詳しく説明をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 20 分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 宮 澤 芳 雄